

「平成17年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」について

本会は、7月15日（木）都道府県会館において「全国知事会議」を開催し、標記提案・要望を決定いたしました。

内容については、以下のとおりです。

平成17年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

平成16年7月15日

全国知事会

序

本年6月4日政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定し、平成17年度及び18年度の2年間の「重点強化期間」と位置づけ、改革の一つとして国による地方公共団体への規制の見直しなど地方の裁量権拡大に取り組むことにしている。三位一体の改革に関しては、18年度までの全体像について、この秋に明らかにし、「3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表」、「税源移譲の内容」及び「交付税改革の方向」を一体的に盛り込み年内に決定することとなっている。税源移譲は概ね3兆円規模を目指すこととされ、その前提として地方公共団体に対して国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請があった。これは、地方分権改革に向けて本格的な税源移譲と補助金改革の始まりであると捉えているが、平成16年度においては国の財政再建が優先され、国庫補助負担金の廃止及び地方交付税の大幅な削減だけが先行し、肝心の税源移譲が先送りされるなど成果の見られないものであった。平成17年度以降の予算編成及び税制改正においては、これらの経緯を踏まえ改革の具体化を着実に図る必要がある。

一方、地方財政の現状は、年間約14兆円に上る財源不足が生じ、借入金残高も200兆円に達しており、この危機的な財政状況を解決するため、地方自らが歳出削減など財政健全化に取り組む必要がある。また、国においては、国と地方の役割分担を明確にし、税源移譲を含む抜本的な税源配分の見直しを行い、地方歳出と地方税収入の乖離を縮小するとともに、国庫補助負担金を廃止し、国の関与をなくし、自主・自立の行財政運営ができる地方税財政基盤を構築することが究極の「国・地方通じる財政再建策」であることを認識する必要がある。

本会は、以上のような地方行財政の環境を念頭に置いて、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、平成17年度国の施策並びに予算に関する政策提案及び政策要望を取りまとめたところであるが、今回は、政策提案として、分権型社会の構築に向けて、特に真の三位一体の改革の推進を中心とした「地方分権の一層の推進」及び「国の法令制定時における地方の意見の反映」について提案することとした。

また、景気は着実な回復をつづけているものの地域経済は依然として厳しいことを踏まえての中小企業及び雇用対策、地球温暖化等の環境保全対策、拉致問題の早期解決等のほか、新たに、地域情報化の推進のため「地上デジタル放送の活用と普及」について要望することとした。

平成17年度の本提案・要望書において取りまとめた2つの政策提案項目及び20の政策要望項目は、いずれも都道府県の円滑な行財政運営を確保する上で必要な措置を国に対して求めるものである。

国においては、以上の趣旨を十分踏まえ、これらを早急に実現するよう強く要請する。

目 次

《政策提案》 - 分権型社会の構築について -

- 1 真の地方自治の確立に向けた地方分権改革について..... 1
- 2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について 6

《政策要望》

【地方行財政関係】

- 1 地方税財政対策について 7
- 2 今後の地方自治制度のあり方について 9

【農林・商工関係】

- 1 農業の振興について 10
- 2 林業の振興について 14
- 3 水産業の振興について 15
- 4 中小企業の振興について 17
- 5 資源エネルギー - 対策の推進について 19

【建設・運輸関係】

- 1 地方振興の推進について 26
- 2 社会資本整備の推進等について 29

3 災害対策の推進について	39
---------------------	----

【社会・文教・環境関係】

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について	41
------------------------------	----

2 人権問題に関する施策の推進について	46
---------------------------	----

3 雇用対策の推進について	48
---------------------	----

4 教育改革の推進について	49
---------------------	----

5 環境保全対策の推進について	51
-----------------------	----

【国際化・基地・領土関係】

1 地域国際化の推進について	57
----------------------	----

2 基地対策の推進について	59
---------------------	----

3 北方領土及び竹島領土関係の推進について	61
-----------------------------	----

4 拉致問題の早期解決について.....	62
----------------------	----

【地域情報化関係】

1 地上デジタル放送の活用と普及について.....	63
---------------------------	----

《 政策提案 》
- 分権型社会の構築について -

1 真の地方自治の確立に向けた地方分権改革について ～ 地方分権の観点から進める三位一体の改革を～

1 「三位一体の改革」の全体像（あるべき姿）について

地方分権改革は、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主・自立性を高め、地方公共団体が地域の総合的な行政主体として住民に身近な行政を効率的に処理することを可能とし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、21世紀の日本の発展につながるものである。したがって、この観点から三位一体の改革が進められるべきものであること。

我が国全体の財政は、国と地方の最終支出の比率（2：3）と租税収入の配分比率（3：2）には大きな乖離があるが、国と地方の適切な役割分担のもとに、事務量と責任に見合った財源を配分するため、国から地方に税源移譲を進めること。

三位一体の改革の全体像は、平成18年度までにとどまるものではなく、平成19年度以降も引き続きその改革は推進されるべきものであり、国と地方の役割分担の明確化などあるべき姿も含めた三位一体の改革の全体像を早急に示し、税源移譲を中心に据えた改革を推進すること。

2 平成17年度の「三位一体の改革」の進め方について

（1）平成18年度までの三位一体の改革

本年秋には、「基本方針2004」に示された「平成18年度までの三位一体の改革の全体像」を明らかにし税源移譲を確実なものとする。併せて、平成17年度の予算編成及び税制改正に当たって、地方分権の理念に基づき、早急な具体化を図ること。

（2）税源移譲

税源移譲は、真に地方の自主性と裁量性の拡大につなげるため、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備え、課税客体、納税義務者が共通する税目を基本とし、基幹税である所得税及び消費税を中心に進めること。

（3）国庫補助負担金の見直し

地方六団体として廃止すべき国庫補助負担金等の改革の具体案を示すこととしているので、これを尊重し、地方への負担転嫁を行うことなく確実に税源移譲に結びつけること。

その際、廃止すべき国庫補助負担金のすべてを税源移譲の対象とし、このうち義務的なものはその全額を、その他のものについては個別の国庫補助負担金ごとに移譲額算定の根拠を明らかにし、必要かつ適切な規模の額を移譲すること。

（4）地方交付税等の見直し

税源移譲による地方公共団体間の財政力格差拡大に対応するため、また、法

令等に基づき国が国民に保障する行政サービスを実行するため、地方交付税の財源保障機能及び財源調整機能を引き続き確保すること。

なお、過去の景気対策や減税等により発行した地方債の元利償還金に対する交付税措置については、確実に保証すること。

平成17年度の所要一般財源総額については、平成16年度の大幅な削減前の水準を確保すること。

平成16年度の地方交付税については、国が投資的経費（地方単独事業費）の決算額と地方財政計画の計上額に乖離があることを理由として一方的な削減を行ったところであるが、その一方で一般行政経費に逆乖離が生じているという事実があるので、見直しに当たっては考慮すること。

（５）国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業負担金は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課するものであり、極めて不合理であるため、三位一体の改革に併せて、早急にこれを廃止すること。

また、国が直轄事業を行う場合には、その計画段階から地方公共団体と緊密な事前協議が行われるようすべきであること。

（６）地方公共団体の意見の反映

地方財政計画等の作成に当たり、地方六団体との協議の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分反映するとともに、計画策定の過程を明らかにすること。

【背景・理由】

地方分権改革は、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主・自立性を高め、地方公共団体が地域の総合的な行政主体として住民に身近な行政を効率的に処理することを可能とし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、21世紀の日本の発展につながるものである。したがって、この観点から三位一体の改革が進められるべきものである。

本来、三位一体の改革は、住民の責任意識の醸成、成熟した民主主義の土台となる真の地方自治の確立に向けた国民的課題としての地方分権改革である。政治・行政の主役である国民・住民の参画・参加を飛躍的に拡大しその満足度を高めること、全国一律・画一による無駄、縦割り構造による非効率を排除し多様で選択性のある住民主導の个性的で総合的な行政の仕組みへ転換すること、地域間の創意工夫にあふれる競争により地域力を活性化させること、こうしたことを可能にする地方分権の実現こそが「真の構造改革」であり、究極の財政再建策となるものである。このため、三位一体の改革の全体像は平成18年度までにとどまるものではなく、平成19年度以降も引き続きその改革は推進される必要がある。

昨年6月に経済財政諮問会議が策定した「経済財政運営と構造改革に関する

る基本方針2003」において、三位一体の改革の具体的な改革工程について、「国庫補助負担金は概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、基幹税の充実を基本に税源移譲を行う。税源移譲に当たっては、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。」とされ、いわゆる三位一体の改革についての道筋が示された。これを受けて、昨年11月、全国知事会としても「三位一体の改革に関する提言」を行い、「税源なくして削減なし」を基本として、国から地方への基幹税による税源移譲約8兆円と税源移譲額に見合った国庫補助負担金の廃止・縮減約9兆円、地方交付税の見直しなど改革の全体像を示したが、改革の初年度にあたる平成16年度は、基幹税による税源移譲に向けて一定の前進はあったものの、国庫補助負担金の廃止・縮減の議論ばかりが先行し、税源移譲は小規模なものにとどまった上にその実施が先送りされ、加えて三位一体の改革に名を借りた地方交付税の突然かつ大幅な削減が行われた。こうした地方財政の一方的な削減は、国の財政再建を優先し、地方に一方的に負担転嫁するものであり、地方分権改革には程遠い、理念なき改革と言わざるを得ない。

このため、全国知事会として、本年6月に経済財政諮問会議が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（いわゆる「基本方針2004」）を策定するのに先立ち、これに地方の意見を反映させるべく、本年5月、「平成17年度における『三位一体の改革』に関する提言」を取りまとめ、この提言に沿った地方分権改革を進めるべきことを求めたところである。

一方、本年6月に閣議決定された「基本方針2004」においては、「平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年内に決定する。全体像には平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に盛り込む。税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する。その際、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行う。」などの方針が示され、3兆円という税源移譲の規模と改革の全体像を明らかにする旨が明記されることとなった。

政府においては、「基本方針2004」を踏まえ平成16年秋には「平成18年度までの三位一体の改革の全体像」を明らかにし税源移譲を確実なものとするとともに、平成17年度の予算編成及び税制改正に当たって、地方分権改革の理念に基づき、この全国知事会の政策提案について早急な具体化を図り、今後、一層の地方分権推進につながる地方行財政制度の構築を目指していく必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地方分権を一層推進するため、国と地方公共団体との役割分担や地方分権の理念を踏まえ、地方の歳出と地方税収入の乖離を縮小する方向で国から地方への税源移譲を進めるとともに、可能な限り偏在性の少ない地方税制度を構築すること。
- (2) 三位一体の改革の全体像は、第1期の改革といえる平成18年度までにとどまるものではなく、平成19年度以降も第2期の改革として引き続き推進されるべきものであり、国と地方のあるべき姿も含めた三位一体の改革の全体像を早急に示し、税源移譲を中心に据えた改革を推進すること。
- (3) 「基本方針2004」を踏まえ、本年秋には「平成18年度までの三位一体の改革の全体像」を明らかにし税源移譲を確実なものとするとともに、平成17年度の予算編成及び税制改正に当たって、地方分権改革の理念に基づき、早急な具体化を図ること。
- (4) 税源移譲は、真に地方の自主性と裁量性の拡大につなげるため、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備え、課税客体、納税義務者が共通する税目を基本とし、基幹税である所得税及び消費税から個人住民税及び地方消費税への移譲を中心に進めること。
- (5) 地方六団体として廃止すべき国庫補助負担金等の改革の具体案を示すこととしているので、これを尊重し、地方への負担転嫁を行うことなく確実に税源移譲に結びつけること。

その際、廃止すべき国庫補助負担金のすべてを税源移譲の対象とし、このうち義務的なものはその全額を、その他のものについては個別の国庫補助負担金ごとに移譲額算定の根拠を明らかにし、必要かつ適切な規模の額を移譲すること。
- (6) 国から地方への税源移譲が行われても、一定の行政水準の維持・確保が必要であることと、税源が偏在することによる地方公共団体間の財政力格差の是正が必要であることから、財源保障機能及び財源調整機能を一体として果たす地方交付税制度を堅持するとともに、その所要総額を確保すること。また、過去の景気対策や減税等により発行した地方債の元利償還金に対する交付税措置については、確実に保証すること。

なお、地方交付税の算定に当たっては、離島地域など地理的、社会的事情等を有する地方公共団体の実態を踏まえ適切に対応すること。

平成16年度の措置状況を踏まえ、平成17年度の所要一般財源総額については、平成16年度の大幅な削減前の水準を確保すること。

平成16年度の地方交付税については、国が投資的経費（地方単独事業費）の決算額と地方財政計画の計上額に乖離があることを理由として一方的な削減を行ったところであるが、その一方で一般行政経費に逆乖離が生じているという事実があるので、見直しに当たっては考慮すること。
- (7) 国直轄事業負担金は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課するもので

あり、極めて不合理であるため、三位一体の改革に併せて、早急にこれを廃止すること。

また、国が直轄事業を行う場合には、その計画段階から地方公共団体と緊密な事前協議が行われるようすべきであること。

- (8) 地方財政対策、地方財政計画の作成に当たり、地方六団体等との協議の場を設けるなど、地方公共団体の意見を十分反映させるとともに、計画策定の過程を明らかにすること。
- (9) 地方分権推進計画に基づく施策の実施状況や地方分権一括法による制度の適正な運用の定着について、監視活動を継続すること。

2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について

地方公共団体がより一層、自主的・自立的な行政運営を確保できるよう、国が地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃等を行う場合において、あらかじめ地方公共団体の意見を十分に聴取しこれを反映させるために有効な手続きを定めた法整備をするなど、地方分権の基本理念に即した仕組みを制度的に保障すること。

【背景・理由】

地方公共団体が、国の法令の制定等に際し、事前に参画する制度としては、地方公共団体の関係者が国の審議会等の委員となり、意見を述べるというもの、国が計画作成や政令の制定等の立案を行う場合に、個別の法律において関係する地方公共団体の意見を聴かなければならないとされているもの、地方自治法第263条の3の規定に基づく地方公共団体の全国的連合組織の意見申し出などがあるが、事前に十分な検討時間が与えられていないこと、意見の尊重が義務付けられていないことなど、いずれも、国への意見反映は十分なものとは言えない。

地方公共団体が、より一層自主的・自立的に行政を運営でき、地方分権を実質的に確保するためには、国から地方への更なる権限移譲等と併せて、地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃、施策の決定、計画の策定に際して、地方公共団体の意見を十分に反映することが重要である。このことは、政府における法案制定手続きのみならず、議員による立法手続きにおいても、同様である。

したがって、地方の意見がよりの確に反映されるためには、政府及び国会において、地方の意見を聴取し、反映する仕組みを制度的に保障するとともに、その手続きの内容について、透明性、公正性が確保される必要がある。

1 地方税財政対策について

極めて厳しい地方財政の中、平成16年度においては、国庫補助負担金の削減のみが優先され、税源移譲が不十分なまま、「三位一体の改革」の名を借りた地方交付税の大幅な削減が行われ、多くの地方公共団体においては、財源不足で予算編成に大きな支障をきたした。

このため、平成17年度の地方財政対策においては、赤字地方債への依存に歯止めをかけるとともに、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方税・地方交付税等の所要一般財源の総額を確保するなど、地方財政の安定的な運営を確保すること。

また、地方債について、良質な資金の安定的確保を図るとともに、公営企業金融公庫により長期低利の資金を供給する仕組みを堅持すること。

【背景・理由】

現下の地方財政は、景気の低迷による大幅な税収の落ち込みに加え、累次の景気対策の実施等により、平成16年度末見込みで借入金残高が約204兆円、交付税特別会計における借入金残高が約50兆円（うち地方負担分約32.8兆円）と見込まれるなど危機的な状況にあり、今後一層深刻になることが憂慮される。このため地方公共団体においては、徹底した行財政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる。

一方で、地方公共団体は、少子高齢化に対応した地域福祉の充実、環境問題への対応、新たな時代にふさわしい活力ある地域づくりの推進、住民生活に密着した社会資本の整備等の財政需要に適切に対応することが求められている。

平成16年度においては、国庫補助負担金の削減のみが優先され、その廃止に伴い所得譲与税の創設などが行われたものの、税源移譲が十分でなく、「三位一体の改革」の名を借りた地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減が行われ、多くの地方公共団体においては、財源不足により予算編成に大きな支障をきたした。

このため、平成17年度の地方財政対策においては、赤字地方債への依存に歯止めをかけるとともに、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方税・地方交付税等の所要一般財源の総額を確保するなど、地方財政の安定的な運営の確保が緊要の課題である。

また、地方債資金については良質な資金を確保し、公債費負担の軽減を図る中で財政の健全化を図っていく必要がある。

さらに、民間金融機関において対応困難な長期低利の資金を、民間金融市場からの資金調達を通じて地方公共団体に供給する公営企業金融公庫の仕組みを堅持すべきある。

【具体的な要望事項】

- (1) 恒久的な減税に伴う補てん対策として暫定的措置が講じられているが、景気対策としての減税は基本的には国の責任と負担において行うべきものであり、速やかに、国から地方への税源移譲など税制の抜本的見直しを行うこと。
- (2) 個人住民税については、負担分任の性格を有する地方税の基幹税であり、国から地方への本格的な税源移譲の実施に伴い、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の比例税率化を図ること。
- (3) 少子高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等広い行政需要を賄う税として、税収の偏在性の少ない、安定した地方消費税の充実確保を図ること。
- (4) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直しを行うこと。
- (6) 日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。
- (7) 自動車税の徴収率向上や徴税事務の効率化を図るため、車検時徴収などの制度改正について研究、検討を行うこと。
- (8) 地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。
また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。
- (9) 地方交付税については、財源調整・財源保障機能を堅持し、その所要総額を確保するとともに、地方の固有財源である地方交付税の性格を明確にするため、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から交付税特別会計に直接繰り入れること。
- (10) 地方債資金について、長期低利の良質な資金を安定的に確保するとともに、支払利率の高い既発の地方債について、公債費負担を軽減するよう適切な措置を講じること。
- (11) 民間金融機関において対応困難な長期低利の資金を、民間金融市場からの資金調達の手組みを通じて地方公共団体に供給する公営企業金融公庫の手組みを堅持すること。
- (12) 国庫補助負担金については、国の関与・規制の見直しを積極的に行うとともに、地方超過負担については、その実態を把握し、解消を図ること。

2 今後の地方自治制度のあり方について

道州制の検討にあたっては、国のかたち、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革の理念を踏まえ、国民的議論を展開しながら幅広く検討すること。

また、大都市制度のあり方を検討する場合、都道府県の意見を十分踏まえること。

【背景・理由】

第27次地方制度調査会において、平成15年11月13日に「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」がとりまとめられた。

この答申において、地方分権時代にふさわしい基礎自治体のあり方、大都市のあり方、広域自治体のあり方について、一定の結論が示され、都道府県合併については、都道府県の発意による自主的合併手続きに関する地方自治法の改正が行われた。

また、平成16年3月1日にスタートした第28次地方制度調査会において、道州制のあり方、大都市制度のあり方が審議テーマとして諮問されているが、道州制の検討にあたっては、国と地方の役割分担を明確にし、国から地方へという地方分権改革の理念を踏まえ、国民的議論を展開しながら幅広く検討される必要がある。また、大都市制度のあり方の検討にあたっては、都市の規模・能力に応じた権限移譲が進められるべきであるが、その権限と役割分担については都道府県の意見を十分踏まえ検討する必要がある。

《 政策要望 》
【 地方行財政關係 】

【 農林・商工関係 】

1 農業の振興について

1 新たな食料・農業・農村政策の推進

食の安全・安心と安定供給の確保、農業・農村の持つ多面的機能を発揮するため、食料産業の持続的な発展及び農村の振興を図ること。

また、食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっては、地域における自然条件や農業実態、担い手の育成状況等を十分に配慮すること。

【背景・理由】

わが国の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少・高齢化の進展、輸入農産物の増加等により、大変厳しい状況下にある。

他方、安全で良質な食料を合理的な価格で安定的に供給するとともに、国土や環境の保全、文化伝承など、農業生産活動によって生じる多面的機能の発揮が期待されている。

このような内外の諸情勢の中、「食料・農業・農村基本法」に掲げる基本理念を実現するため、「食料・農業・農村基本計画」が平成12年3月に策定されている。

しかしながら、最近の国内外におけるBSE（牛海綿状脳症）や高病原性鳥インフルエンザの発生、食品の不正表示問題の多発等を背景に、食の安全・安心に対する国民の関心・要請が高まるとともに、農業・農村の構造改革の立ち後れやその基盤たる集落機能の脆弱化により農業の持つ多面的機能や農地の維持・管理に支障を来すおそれが生じている。また、米政策については、平成14年12月決定された「米政策改革大綱」により、米づくりの本来あるべき姿の実現と農業者・農業者団体が主役となるシステムを構築することとされているなど、最近の食料・農業・農村を取り巻く情勢は大きく変わってきている。

こうした中で、基本計画については、平成17年3月に新たな基本計画を策定すべく、見直しが進められているが、見直しに当たっては、地域における自然条件、農業実態、担い手の育成状況等を十分に配慮するとともに、地域の農業者全体で取り組むべき施策についても明確に位置付ける必要がある。

今後とも、食の安全・安心に対する関心の高まり等社会経済情勢の変化に適切に対処しつつ、食料自給率の向上や食料の安定供給の確保に関する施策を推進するとともに、食料産業の持続的な発展とその基盤たる役割を果たす農村の振興を図っていくことが必要である。

【具体的な要望事項】

（食の安全・安心と安定供給の確保）

（1）BSEや高病原性鳥インフルエンザについて、発生原因や感染ルートの

徹底的な究明を引き続き行うこと。

また、農家経営の安定を図るなど、国の責任と負担において、関連対策を充実強化すること。

- (2) 学校給食に米等の地域農林水産物の導入を推進するなど、米や青果物等の需要拡大と食料自給率の向上を図ること。

(食料産業の持続的発展)

- (3) 米政策改革については、目標年次までに米づくりの本来あるべき姿が円滑に実現できるよう、有効な支援策を充実強化すること。

また、国産麦・大豆の需要拡大の見通しを明確にするとともに、消費者ニーズに対応した品種の育成、加工製品の研究開発と需要拡大のための全国的PRを行うこと。

- (4) 意欲ある担い手が将来にわたり安心して経営が続けられるよう、地域の実情を踏まえて、農産物価格の変動に対処するための品目横断的な経営支援対策を早期に確立すること。

なお、対策の実施に当たっては、既存の品目別価格安定対策が果たしてきた役割について十分に配慮すること。

- (5) 輸入急増農産物対応特別対策事業の継続と対象品目の拡大をするなど、野菜の構造改革対策を推進すること。

- (6) 環境との調和や食の安全・安心に対する国民のニーズに対応するため、有機栽培等環境保全型農業の取組みに対する支援を強化すること。

- (7) 農業農村整備事業について、水田汎用化を進めるための方策に対する支援措置を拡充すること。

また、土地改良施設の維持管理について、支援措置を拡充すること。

さらに、国営農業水利事業地区において、効果がまだ発現されていない地域における地元負担金の償還を猶予するなどの対策を講じること。

- (8) 鳥獣被害の効果的な防止策、有害鳥獣の捕獲対策について、技術開発や支援措置を講じること。

- (9) 新規就農を促進するため、就農初期段階における負担の軽減を図るなど、支援対策を拡充強化すること。

- (10) 認定農業者、集落営農等担い手の育成・確保に関する支援、特に農地等の集積、機械等資本装備の充実強化を図ること。

- (11) 地域特産的作物(マイナー作物)に係る農薬の適用拡大試験に対する支援を充実強化するとともに、経過措置期間の弾力的な運用を図ること。

- (12) 高品質な国産農産物の輸出を促進するため、海外における国産農産物の消費宣伝等の輸出促進対策や通関・検疫対策を充実強化すること。

また、外国の過剰な検疫条件の緩和を働きかけるとともに、海外における日本産の偽装表示対策等の実施や輸出関連情報の収集・提供体制の整備を図ること。

(農村の振興)

- (13) 中山間地域振興の取組みを一層効果的なものとするため、中山間地域等

直接支払制度について、対象農地の要件を緩和するなど、地域の実情に配慮した必要な見直しを行い、平成17年度以降も継続すること。

(14) 農地、水、景観等地域資源の保全や農業用施設の維持管理に対し、地域が一体となって取り組めるよう、支援策を充実・強化すること。

(15) 有効利用を図るために利用権を設定している農地や市民農園等に供した農地について、相続税の納税猶予制度を導入すること。

2 WTO（世界貿易機関）新ラウンドにおける農業交渉及びFTA（自由貿易協定）等の交渉

WTO新ラウンドにおける農業交渉については、食料安全保障をめぐる問題の解決や農業の多面的機能への配慮など、非貿易的関心事項に配慮した最終合意が行われるよう、積極的な主張を行い、日本提案の実現を図ること。

FTA等の交渉についても、農業の持続的な発展が将来にわたって可能となるよう交渉を進めること。

また、引き続き国民に情報提供を行い、国民の理解の下で交渉を進めること。

【背景・理由】

WTO新ラウンドにおける農業交渉は、21世紀の世界の農産物貿易ルールの方向が決定される極めて重要なものである。

WTO新ラウンドにおいては、昨年2月にモダリティ1次案が提示されたが、期限としていた3月末までに確立することができなかった。また、中間合意を目指し、9月にメキシコで開催された第5回閣僚会議においては、議長が文書案を提示したが、途上国と先進国との意見が食い違い合意に至らず、交渉が進められている。

今回の交渉は、特に、わが国においては、「食料・農業・農村基本法」に基づく農政改革の推進と並行して行われる交渉であり、同基本法の理念やこれらに基づく施策が、国際規律の中で正当に位置付けられる必要があり、そのためにも、「多様な農業の共存」を旨とする日本提案に基づきわが国の考え方を積極的に主張し、その実現を図る必要がある。

また、現在、数カ国との間で議論されているFTA等の交渉についても、わが国の食料安全保障や農業に悪影響を与えないよう十分配慮する基本姿勢を維持し、わが国の農業が将来にわたり維持・発展していくことを可能とするよう交渉を進める必要がある。

2 林業の振興について

「森林・林業基本計画」に基づく施策を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、地球温暖化防止にも貢献すること。

【背景・理由】

森林に対する国民の要請は、国民生活の向上、余暇の増大等から、林産物の生産、国土の保全、水資源のかん養等のもとより、野外活動の場、二酸化炭素の吸収・貯蔵への期待など多様化・高度化している。

一方、わが国の林業は、木材価格の低迷、コストの増大等により採算性が悪化するなど、極めて厳しい環境にある。

このようなわが国の森林・林業をめぐる諸情勢の中で、平成13年6月に制定された「森林・林業基本法」の基本理念を実現するため、「森林・林業基本計画」が同年10月に策定された。

また、「京都議定書」(平成9年12月)を踏まえ、平成13年11月、第7回締約国会議(COP7)において、森林における温室効果ガス3.9%の吸収量確保が合意された。

今後は、この基本計画に沿って、森林・林業施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 二酸化炭素吸収を始めとする森林の多面的機能の発揮についての積極的なPRを行い、国民理解の下に、環境を重視した森林整備を計画的かつ強力に推進するための新たな財源を確保すること。

また、その担い手を育成・確保するための「緑の雇用」に関する事業を充実強化すること。

(2) 水土保持林について、公的機関による森林の管理体制を確立し、その支援を充実するための方策を講じること。

また、森林の適正な管理に大きな役割を果たしている森林整備法人の経営安定のための融資制度の拡充等抜本的な支援措置を講じること。

(3) 健全な森林を育成するため、間伐の対象範囲の拡大、生産・流通経費に対する支援措置等間伐対策を拡充すること。

(4) 森林の適正な管理と林業・木材産業の振興を図るため、地域材の一般住宅への利用促進及び公共施設等の木造・木質化推進のための支援制度を拡充するとともに、木材資源の循環利用を図るため、バイオマスエネルギーの利用技術を早期に確立するなど、木材の利用を推進すること。

3 水産業の振興について

「水産基本計画」に基づき、水産資源の適切な保存及び管理などの施策を推進し、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図ること。

【背景・理由】

国連海洋法条約の締結、日中・日韓漁業協定の発効等わが国の水産業を取り巻く国際的な環境は大きく変化している。

一方、周辺水域の資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の減少・高齢化、漁村の活力の低下等水産業は厳しい状況となっている。

このようなわが国の水産業をめぐる諸情勢の中で、平成13年6月に制定された「水産基本法」の基本理念を実現するため、今後10年程度を見通して定める施策推進の中期的な指針として「水産基本計画」が平成14年3月に策定された。

また、WTO新ラウンドにおいて、水産物が非農産品アクセス交渉の対象となり、関税削減方式や分野別関税撤廃問題について議論が行われている。

さらに、コイヘルペスウイルス（KHV）病の発生などにより、国民の安全で安心な水産物に対する関心・要請が高まってきている。

これらを踏まえ、今後は、この基本計画に沿って、水産施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 水産資源の現状を踏まえ、地域の実情に沿った資源回復策を講じるとともに、地域材を利用した間伐材魚礁の設置等森林の保全・整備と連携した多様性のある漁場環境づくり等を推進すること。

また、周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、漁業協定水域における適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図るなど、水産物の安定供給の確保策を推進すること。

(2) 漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、新たな担い手の確保を図るとともに、意欲ある担い手を育成するための施策を推進すること。

また、水産業において、女性、高齢者が重要な役割を果たしていることを踏まえ、その支援策を充実すること。

(3) 都道府県の区域を越えた天然水域におけるコイヘルペスウイルス病のまん延防止については、国において広域的な防止措置を講じること。

(4) 平成14年から2年連続して漁業経営に大きな影響を及ぼした大型クラゲについて、漁業被害の防止と漁業経営の安定を図るための対策を講じること。

(5) WTO非農産品アクセス交渉において、水産資源については「持続可能

な開発」を進める貿易ルールが必要であるという日本提案が国際的に理解され、賛同が得られるよう努めること。

- (6) わが国周辺海域において、漁業操業に多大な影響を及ぼす水中爆破など危険な軍事訓練が行われないよう、適切な措置を講じること。

4 中小企業の振興について

1 中小企業の活性化

依然として厳しい経営環境にある中小企業の現況を踏まえ、地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、人材の育成を始めとす各種支援策を推進するとともに、新規創業事業への支援を強化すること。

【背景・理由】

本年6月4日、政府において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が決定され、その中で、経済活性化に向けた重点施策の一つとして、中小企業については、研究開発型ベンチャー支援、事業・産業再生の一層の促進等を通じ、活力ある中小企業の革新と再生を図ることとされているところである。

しかしながら、わが国の景気は着実な回復を続けているものの、地域の回復動向にはばらつきがあり、地域経済に密着し、その活性化の牽引力である中小企業は、大企業に比べて回復に遅れが見られ、「基本方針2004」においても認識しているとおり、依然として厳しい経営環境に直面しているところである。

このような状況を踏まえ、新技術・新製品の開発による経営革新の支援、産地等地方産業の振興、魅力ある商店街・商業集積づくりの推進、情報技術に対応できる新しい知識や技術を身につけた人材の育成等の施策を推進するとともに、情報技術産業や介護サービスなどを始めとする雇用創出に影響の大きい企業への支援を強化し、新たなサービス産業を創出させる等、中小企業の活性化を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 中小企業支援センターや地域プラットフォーム等が行う窓口相談、専門家の派遣、人材育成等中小企業の経営を支援する体制を一層強化すること。
- (2) 「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」の適用期限を延長するなど、ベンチャー企業等の創業・創造的事業活動に対する支援策を拡充すること。
- (3) 中小企業におけるIT化を促進するため、ITセミナー、研修等を充実し、人材の早期育成を図るとともに、IT専門家の派遣や情報機器導入に係るIT貸付、リース事業等の支援策を拡充すること。

2 中小企業の経営基盤の強化

依然として厳しい状況にある中小企業を巡る金融情勢を踏まえ、中小企業の経営の安定を図るため、中小企業金融対策を一層拡充すること。

また、信用保証協会の経営に支障を来さないよう必要な支援措置を講じること。

【背景・理由】

中小企業を巡る状況は、売上の回復が見られるものの、資金調達の困難など、依然として厳しいものがあり、構造改革の進展と合わせ、中小企業の創業や再生、経営革新を支援するとともに、経営の安定を図るため、資金供給の円滑化、新たな資金調達の方策等中小企業金融対策の充実を図る必要がある。

また、全国の信用保証協会の代位弁済件数及び額は年々増加し、平成15年度においては、5年前に比べ件数、額ともに1.5倍程度となっているが、今後も中小企業への円滑な融資が引き続き行われるためにも、信用保証協会の経営に支障が生じないよう支援措置を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 中小企業が社会情勢の変化に的確に対応し、安定した経営を行えるよう、業績主義融資に転換するなど、従来の不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金供給の転換を図るとともに、金融制度の弾力的な運用や資金供給手法・ルートが多様化等支援策を強化すること。
- (2) 中小企業に対する円滑な資金供給に支障が生じないよう、信用保証協会に対する支援を拡充強化すること。
- (3) 中小企業再生支援協議会の機能を強化するなど、中小企業再生支援策の充実強化を図ること。

5 資源エネルギー対策の推進について

1 エネルギー政策の国民的合意の形成

国は、エネルギーが国民生活や産業活動に欠くことのできない重要な基盤であることにかんがみ、安全の確保や環境保全への配慮等を踏まえながら、長期的な視点に立って、エネルギー政策を総合的、計画的に推進するとともに、エネルギー政策について国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

【背景・理由】

現代社会は、安定したエネルギー供給を基礎として成り立っている。

しかしながら、日本のエネルギー輸入依存度は先進国の中でも非常に高い水準にあり、為替レートの変動や輸入相手国の国情の変化等により、国民生活に大きな影響が及ぶなど、わが国のエネルギー供給構造は脆弱である。

また、90年代頃から地球温暖化が国際的な問題となり、97年には京都議定書として、国際的に温室効果ガスの削減目標が合意されるなど、環境保全にも対応したエネルギー政策が求められている。

一方、平成14年8月に発覚した電気事業者の不正問題以降、原子力発電所の運転停止と原子力に対する信頼の失墜、それらによる発電施設の設置計画から立地までの長期化等エネルギーの安定供給の障害となる事態が発生している。

このようなことから、エネルギーの安定供給の確保等に向け、昨年10月に策定されたエネルギー基本計画等に基づき、国民や地方公共団体等の意見を十分取り入れながら、省エネルギーの推進やエネルギー供給の多様化等を図ることが求められている。

特に、エネルギー政策の推進に当たっては、公開を大前提として、広く国民に情報を提供するなど、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うことが重要である。

【具体的な要望事項】

- (1) エネルギーに関連する政策の策定に当たっては、政策決定プロセスの透明化を図るとともに、国民、地方公共団体の意見を十分取り入れ、国民の理解と合意を得られるよう最大限に努力すること。
- (2) エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、新エネルギーの開発利用及びエネルギー技術に関する研究開発を推進すること。
- (3) 国民が広くエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、情報公開とエネルギーに関する知識の普及・啓発等を図ること。

2 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興を図るため、各省庁が一体となって生活環境・産業基盤の整備等を推進すること。

また、電源三法交付金制度について、地域振興を図るため、関係自治体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度を改善するとともに、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく振興計画を着実に推進すること。

【背景・理由】

電気の安定供給は、わが国の経済、国民生活の基盤となる重要な課題であることから、供給を担う発電施設等の立地に当たっては、その周辺地域の自立的な振興を図るため、各省庁一体となって生活環境・産業基盤の整備等を推進する必要がある。

また、電源三法交付金制度について、電源地域のニーズに適切に対応できるような制度の改善を図る必要がある。

さらに、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく振興計画については、特例措置が受けられない事例があるなど、その着実な実施に向けた環境が厳しさを増している。

【具体的な要望事項】

- (1) 電源立地地域の住民及び地方公共団体に対し、安全・安心を大前提に十分な理解を得ながら発電所の立地、運転を進めること。
- (2) 電源三法交付金制度について、交付単価、交付限度額の引上げ及び対象地域の拡大を行うとともに、地元の自主的、弾力的な運用が図られるよう制度を改善すること。
- (3) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく振興計画については、事業の採択や特例措置適用事業を確実に実施するなど、その着実な推進を図ること。

3 新エネルギー開発利用の推進

新エネルギーの総合的な開発利用を推進するため、技術開発や導入支援を継続・拡充するとともに、地方公共団体による廃棄物発電（RDF発電等）、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電等の導入が一層進むよう適切な措置を講じること。

【背景・理由】

エネルギーの安定供給と地球環境問題への対応は、いずれも避けられない重要な課題であり、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」、同法に基づき平成14年12月に改定された基本方針及び昨年4月に施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」等に基づき、新エネルギーの開発利用を促進する必要がある。中でも自然エネルギーの活用は将来に向けての大きな課題であり、地方公共団体等を始めとする先行的な取り組みを一層進める必要がある。

また、新エネルギーの導入を促進するためには、障害となっている各種法規制の緩和を図るとともに、新エネルギーによる発電事業を行う者の負担が過大とならないよう、発電設備に対する支援措置が必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 新エネルギーの技術開発や導入、税制・金融面の支援を拡充すること。
- (2) 地方公共団体による廃棄物発電、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電等の発電設備に対する支援措置を拡充すること。
- (3) 電力会社による新エネルギー等の電気買取量の拡大を促進するとともに、発電コストとの差額について助成措置を講じること。

4 原子力政策についての国民的合意形成の促進

原子力政策を進めるに当たっては、エネルギー供給における原子力の果たす役割、意義等について国民的合意が得られるよう情報公開や広報に取り組むこと。

特に、原子力発電所等の安全性、必要性等に関する詳細な情報公開の促進に努めるとともに、核燃料サイクルについては、客観的なデータをもとに十分な議論を行い、国民的合意を図りつつ取り組みを進めること。

【背景・理由】

原子力政策については、国のエネルギー政策の展望を明らかにした上で、原子力の意義や役割を分かりやすく国民に示し、十分な議論を積み重ねて国民の理解を醸成することが肝要である。そのため、新しい原子力長期計画の策定に当たっては、信頼の確保に向けて国民の理解を得ながら合意を形成することを基本に進めるべきである。

特に、原子力発電所等については、事業者の不正問題等により、国民の原子力に対する信頼が大きく損なわれた状況下において、安全確保や防災等の幅広い情報を地域住民はもとより広く国民に公開し、説明するとともに、コミュニケーションを増進し、信頼の回復を図ることが急務である。

また、核燃料サイクルについて、国は、将来にわたるエネルギー安定供給という観点から、使用済燃料を有効利用することを基本的考え方としているが、このことについてはいまだ国民の理解が十分に得られているとは言えない状況にある。今後、国民的合意を図りつつ取り組みを進めていく必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 政府や国民が、エネルギー供給における原子力の意義、役割等について十分に議論できる多様な機会を設けること。
- (2) 環境とエネルギーや原子力について、小学校など早い時期から教育を進めること。
- (3) 原子力発電所等について、許認可、事故、故障、軽微事象を含む安全に関する幅広い情報を公開すると同時に、地方公共団体との連携を強め、より詳細な情報を迅速に伝達、提供すること。また、そのように施設設置者を指導すること。

特に、平成14年の不正問題等については、安全対策を講じるとともに、地域住民や国民に十分な説明責任や情報公開を果たし、早急に信頼の回復に努めること。

5 原子力発電所等の安全確保

原子力発電所等における品質保証体制の確立、新たな知見を踏まえた安全審査・検査の充実、審査・検査に係る情報の公開、共有化等を図り、その安全性、信頼性の確保に万全を期すること。

なお、使用済燃料の発電所内での貯蔵が長期化しないよう、発電所外での新しい中間貯蔵施設の建設に向けての立地の促進等に積極的に取り組むこと。

また、特定放射性廃棄物の最終処分については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」に基づき政府一体となって事業の推進に取り組むこと。

【背景・理由】

原子力発電所等の安全性、信頼性の確保は、国民社会と原子力の調和にとって必要不可欠な条件である。平成11年9月に発生したJCO臨界事故を受けて「原子炉等規制法」が改正され、「原子力災害対策特別措置法」が制定された。さらに、平成14年8月に原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に関する不正等の問題が明らかになり、国民の信頼を揺るがす事態を招いたため、「電気事業法」及び「原子炉等規制法」が改正され、設備の健全性評価の義務付けや罰則の強化等が行われたが、安全及び信頼の確保を図るため、これら関連する法令等に係る安全規制、審査・検査、通報等の厳格な運用が強く求められている。

また、放射性廃棄物の処理・処分について、その方法を確立し、安全性を明確に示すことは、原子力に対する信頼を確立する上で極めて重要である。

そのため、「原子炉等規制法」、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」等に基づく適切な処理・処分の方法を研究開発し、早期に適正な処理・処分の事業化を図ることが求められている。

【具体的な要望事項】

- (1) 高経年化に対応する法定検査を抜本的に見直し、国による安全審査・検査の徹底を図るとともに、情報公開を進めること。
- (2) 原子力保安検査官制度を活用し、人為事故の発生防止に努めること。
- (3) 安全性に係る資料を積極的に公開するとともに、原子力施設耐震安全検討会の検討結果を踏まえ、耐震安全性に対する信頼性の一層の向上を図ること。
- (4) 事故・故障等異常時における地方公共団体への通報義務を国と同様の内容により制度化し、国民に対する情報公開に万全を期すること。
- (5) シビアアクシデント対策は、その趣旨を住民に十分説明し、その理解を得ながら進めるよう事業者を指導すること。

- (6) 原子力発電環境整備機構による最終処分施設の建設を促進すること。
- (7) 廃炉の処理基準の策定及び処分について、安全かつ恒久的な方法を確立するとともに、早急に関係法令等を整備すること。
- (8) 原子力発電所以外の事業所に保管されている低レベル放射性廃棄物の処分体制を早期に確立すること。
- (9) 輸入MOX燃料の安全規制について、抜本的強化対策を講じ国による厳正な安全確認を行うとともに、製造時の品質管理を徹底するよう事業者に対して厳正に指導すること。
- (10) 国は、安全規制の責任が十分果たせるよう、安全規制を行う組織の独立性を高めるなどその在り方の見直しを図り、原子力安全規制の機能・体制を充実強化すること。

6 原子力防災対策の充実

「原子力災害対策特別措置法」の趣旨を踏まえ、原子力防災対策の実効性をより一層高めるよう取組みを進めること。

また、原子力発電所等に対するテロ行為等の防止対策について、住民の安全の確保と不安の解消を図るため、今後の内外の動向を踏まえ、関係省庁が一体となってより一層の防護対策を講じること。

【背景・理由】

「原子力災害対策特別措置法」の趣旨を踏まえ、国、地方公共団体、事業者が連携してその実効性をより一層高めることが求められている。

そのため、原子力発電所等における安全確保のための取組みを踏まえ、原子力防災対策の特殊性を考慮しながら、万一事故が発生した場合においても周辺住民の生命、健康等への被害を最小限に抑えるための対策強化を図る必要がある。

また、平成13年9月に発生した米国における同時多発テロ等にかんがみ、原子力発電所等においても住民の安全の確保と不安の払拭を図るため、事業者に対する核物質防護対策、テロ行為などを含む不測の事態への危機管理対策を一層強化することが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) オフサイトセンターの運用マニュアルについて地方公共団体の意見を十分踏まえて見直しを図るなど緊急時の体制を充実するとともに、平常時における原子力防災知識の普及等原子力防災業務の徹底を図ること。
- (2) 原子力施設ごとに原子力災害時の具体的な事故想定、影響を及ぼす地域の範囲及び被害想定について検討を行い、避難経路・迂回路の確保等を含む危機管理対策の充実を図ること。
- (3) 国民保護法が成立し、地方公共団体においても避難対策を始めとする各般の施策を講じていくこととされたが、原子力発電所や石油コンビナート地帯などに関し予測される事態を早期に想定し、国、地方公共団体が協力して国民の保護に当たっていく体制を早急に整えること。

【 建設・運輸関係 】

1 地方振興の推進について

1 情報通信技術（ＩＴ）を活用した地域振興の推進

地域住民が等しく情報通信技術がもたらす恩恵を享受し、情報格差が生じることがないように、総合的な情報化施策を推進すること。

また、情報の高度化に伴い発生する、反社会的な情報の流通等の新たな社会問題への対策を講じること。

【背景・理由】

情報通信技術の進展は、場所や時間にとらわれず、誰もが容易にかつ安価に大量の情報のやりとりを可能とすることから、新たな地域間交流や産業の創出等地域の活性化を図る上で重要不可欠なものである。しかしながら、採算性等の問題から、山間地域、離島等は大都市に比べて民間主導では情報通信基盤整備が進みにくい状況にある。また、これらの地域は、地上デジタル放送の難視聴地域になると予想される。

そのため、情報通信基盤整備の推進に当たっては、国、地方公共団体、民間の役割分担を明確にしてその整備を促進し、加えて、通信料金等の低廉・定額化、料金格差是正、学校における情報教育の充実及び住民のための講習会を実施するなど、総合的に情報化施策を推進する必要がある。

また、個人情報の保護に関する法律等に基づき、平成16年4月2日には「個人情報の保護に関する基本方針」が策定され、特に適正な取扱いを確保すべき個別分野において講じるべき施策については、法の全面施行までに一定の結論を得るものとされているところである。今後も、情報通信社会の進展に合わせて、反社会的な情報の流通等の新たな社会問題に向けて継続した対策を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地方公共団体が行う情報通信に関する地域間格差是正のための施策に係る支援を強化するとともに、通信事業者の設備投資を促進するための施策を講じること。特に地上放送デジタル化への移行に当たっては、地方の実情を把握しながら、国において適切な対策を講じること。
- (2) 地方公共団体が住民を対象に実施する情報通信技術関連の講習事業等に対して、支援措置を強化すること。
- (3) 情報通信の進展に伴い、個人情報の不適正利用防止のため、医療等の個別分野における個人の権利利益を保護する法整備等の適切な対策を講じること。

<p>2 地域における科学技術の振興 地域における科学技術の振興を図るため、産学官の連携を促進 すること。</p>

【背景・理由】

地域における科学技術の振興は、地場産業の育成、新産業の創出・雇用の確保、地域住民生活の質の向上など地域を活性化させる原動力となり、地域の発展にとって極めて重要である。

政府は、平成14年6月19日に「産学官連携の基本的考え方と推進方策」についてとりまとめ、産学官連携に関する施策を進めようとしている。

また、平成16年5月26日に総合科学技術会議がとりまとめた「平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」の中においても、産学官連携等による多様で優れた実用化技術開発に対する国の支援を推進し、科学技術の振興を図ることとしている。

これらを踏まえ、地域における公的研究機関、大学及び産業界の人材・情報の相互交流の活発化等産学官の連携を促進する具体的な施策を更に推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 大学や公的研究機関等の連携を強化するなどにより、地域の公設試験研究機関等の機能の充実を図るための支援策を講じること。
- (2) 地域における産学官交流連携の中心的役割を果たす人材の養成の促進を図ること。

3 特定地域振興対策の推進

過疎地域、離島等特定地域の振興を図るための施策を推進すること。

【背景・理由】

特定地域の地理的及び自然的特性を生かした自立的発展を図り、人口の地方定住を促進し、また美しい自然環境や文化を維持していくためにも、特定地域の振興は必要な施策である。

【具体的な要望事項】

- (1) 平成17年3月31日をもって期限が切れる「山村振興法」及び「半島振興法」について、その延長を図ること。
- (2) 過疎地域自立促進対策を始め、山村振興対策、豪雪地帯対策、離島振興対策、半島振興対策を引き続き推進すること。

2 社会資本整備の推進等について

1 高速道路網整備等の推進

国土の骨格を形成する高規格幹線道路等を始めとする道路網整備については、整備計画及び予定路線を計画どおり進めるとともに、早期に整備を図ること。

また、交通渋滞等の道路交通にかかわる諸課題への対策を早急に実施すること。

【背景・理由】

道路を始めとする交通社会資本は、21世紀の国土のグランドデザインで示された多軸型の国土を形成することにより、活発な社会経済活動を促進し、わが国の一層の発展や豊かな国民生活の実現を図る上で基礎となる重要な基盤であり、その整備の促進が求められている。

国土の骨格を形成する高規格幹線道路や地域高規格道路からなる高速道路網の整備は、救急医療や災害時に必要不可欠な社会資本であるとともに、広域物流の視点からもネットワーク化されて初めて最大限の効果を発揮するものであり、「地方の自立ある発展」の実現のため、国は責任を持って、整備計画の9,342kmを早期に整備するとともに、予定路線である11,520kmなどの整備を着実に推進する必要がある。また、今後の高速道路の整備については、地域の実情を十分踏まえ、安全性を確保しつつコスト縮減に努め、高速道路が将来にわたって基盤となる公共インフラであることを強く認識して、整備を着実に進めるべきである。

こうした状況の中、昨年12月22日の政府・与党協議会において、道路関係四公団民営化の基本的枠組みが決定され、本年6月2日に関係四法が成立した。また、昨年12月25日には、国土開発幹線自動車道建設会議において、新直轄方式で整備する27区間699kmが決定されたところである。

これらにより、新会社及び新直轄方式による整備によって、整備計画9,342kmの建設が進められることとなったが、コスト削減、債務償還の確実な実施、予定路線11,520kmの在り方などの課題も残っているところである。

また、国道や都道府県道等についても、高速道路網と一体となって、地域間、交通拠点間を結び生活の利便性を支える道路網であることから、整備を推進する必要がある。また、鉄道等複数の交通を総合的にとらえて連携を強化し、整備効果を高めること、さらに都市交通対策や地域における円滑な交通の確保、沿道環境の改善、交通安全の確保等の道路交通にかかわる諸課題に対しても早急に対策を講じることが必要である。

さらに、これらの道路整備に係る課題に対しては依然として早期の対策が求められていることから、地域において道路が果たす役割や整備状況、地方公共

団体の意見等を踏まえて、所要財源の安定的な確保を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 高速道路の整備に当たり、国は、建設計画の決定の経緯、計画の見直しが及ぼす影響等を考慮して、責任を持って予定路線 11,520 km について着実に進めること。特に、整備計画 9,342 km や重要な路線については、現在の建設スピードを落とすことなく、早期に整備を進めること。
なお、「抜本的見直し区間」については、早期に見直しを行い、他区間に遅れることなく整備を進めること。
- (2) 今後の高速道路網の整備の在り方については、国と地方が対等な立場で、その整備主体や規格・手法などの仕組みづくり等について議論する場を継続的に設けること。
- (3) 新直轄方式に係る予算の安定確保を図り、地方負担については、今後も道路特定財源等により適切な措置を講じることとし、実質的な地方負担を生じさせないこと。
- (4) 新会社では、関連企業を含め経営の合理化や効率化に一層努めるとともに、高速道路料金等の弾力的な運用により、安全で利用者にとって使いやすく、環境等に配慮した高速道路を整備し、ネットワーク化に努めること。
- (5) 高度道路交通システム(ITS)の積極的導入等により、交通渋滞解消、沿道環境の改善、交通安全対策等の道路交通の円滑化、環境問題、安全確保に向けた対策を充実すること。
- (6) 道路特定財源については、地方の道路整備状況等を勘案し、地方公共団体への配分割合を高めるなど、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めること。

2 鉄道整備等の推進

整備新幹線については、整備計画どおり早期完成を図り、高速鉄道網の整備を促進するとともに、並行在来線の健全な運営のため所要の対策を講じること。同時に、新幹線、主要幹線と都市間、地方都市間の輸送の高速化及び相互連携を図るとともに、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めること。

【背景・理由】

21世紀の国土のグランドデザインで示された多軸型の国土を形成し、社会経済活動の発展を促進するためには、豊かな国民生活の実現を図る上で重要な基盤である鉄道を始めとする交通社会資本の整備の促進が必要である。

しかし近年は、快適性、効率性といった質的な向上や環境問題への対応等の課題も重視され、また公共事業を巡り投資の配分が硬直的、コストが高いなどの問題点が指摘されており、公共事業に係る長期計画を一本化した「社会資本整備重点計画」（平成15年10月10日閣議決定）では、「国民のニーズに的確に応え、満足度の向上につながる社会資本の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進する。」とされている。

このような状況から、交通社会資本整備についても、真に必要な事業のより一層効果的・効率的な実施が求められるため、高速交通網やこれらを結ぶ鉄道ネットワークを始め、空港・港湾等の複数の交通を総合的にとらえて連携を強化し、整備効果を高めること、また都市交通対策や環境問題への対応、安全の確保等の諸課題に対しても早急に対策を講じることが重要である。

そのため、新幹線等の高速鉄道の整備、主要幹線を始めとする在来線鉄道の高速化、高速鉄道を含めた相互連携による輸送力の強化、住民の生活や経済活動を支える都市鉄道の輸送力増強、地方鉄道の利便性の確保等を進める必要がある。

また、需給調整規制廃止に伴う生活バス路線、地方鉄道路線の維持・確保や離島における航路、空路の維持・拡充についても、生活交通確保の観点から地域の実情を踏まえた対策が必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 整備新幹線の取扱いについては、平成15年12月の「政府・与党合意」に基づき、早急に見直すとともに、所要の財源を確保し、整備計画どおり早期完成を図ること。

また、将来にわたって、JRから経営分離される並行在来線の安定的な経営が維持できるよう、資産の無償譲渡など初期投資、運営費負担等を軽減するための支援策を講じること。

(2) 鉄道輸送の高速化を図るため、フリーゲージトレイン（軌間可変電車）

の実用化を進めるとともに、中央新幹線の実現に向けて超電導磁気浮上式鉄道（リニアモーターカー）の実用化を推進すること。

- (3) 在来線の輸送改善、新線建設等のために行う公的支援については、支援の対象路線の担う役割、民間と国、地方公共団体それぞれの役割分担を明確化した上で行うものとするとともに、国による新たな支援方策を検討するなど制度の充実を図ること。
- (4) 地方バス路線に係る国庫補助対象路線の採択に当たって、地域協議会の判断を尊重し、制度の弾力的な運用を行うこと。また、地方鉄道路線の経営安定化を図るための支援策を強化すること。
- (5) 離島空路対策のための新たな法制度を創設するなど、離島航路、空路の維持・充実のための施策を実施すること。

3 港湾、空港等の整備推進及び総合的な物流システムの形成の推進等

港湾、空港等の交通拠点の効果的、重点的な整備を進めると同時に、物流システムの形成を推進するため、道路、鉄道等複数の交通機関との連携を強化し、人や物の輸送の一層の効率化を促進すること。

【背景・理由】

公共事業に係る長期計画を一本化した「社会資本整備重点計画」(平成15年10月10日閣議決定)では、「国民のニーズに的確に応え、満足度の向上につながる社会資本の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進する。」とされている。

こうした状況を踏まえ、港湾、空港等の交通拠点の整備を効果的、重点的に進めるとともに、物流の分野においては、グローバル化に対応するための国際競争力の強化や情報化への対応、保安対策、環境負荷の低減等の課題に対して、道路、鉄道、空港、海運等の各輸送モードの連携を密接にする観点から総合的な物流ネットワークの形成を促進することが必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 物流システムのグローバル化や人的交流の拡大が進む中、国際港湾施設、国内輸送の拠点となる港湾及び国内外との交流の拠点となる空港の効果的、重点的整備を進めるための支援を強化すること。

また、複合一貫輸送への対応を図るため、道路、鉄道等と一体的に空港、港湾施設の整備を行うこと。

(2) 規制緩和、電子化等による港湾手続きのワンストップサービス化や港湾物流情報プラットフォームの推進を図り、手続き等の一層の効率化を推進すること。

また、環境負荷低減の課題に対応した循環型社会の実現のため、港湾を拠点とした総合的な静脈物流システムの構築を推進すること。

(3) 港湾における水際対策・危機管理体制の充実強化を図るとともに、支援策を講じること。

また、座礁船の処理を促進するための支援について、制度の拡充を図ること。

(4) 地方が所有する既存の港湾施設について、維持修繕に対する支援を拡充すること。また、国が管理を委託している国有港湾施設に係る維持修繕については、本来管理主体であるべき国が責任を果たすこと。

4 都市環境整備等の推進

都市環境等の整備を計画的に推進するとともに、都市近郊緑地の保全方策への積極的な対策を講じること。

【背景・理由】

都市では、居住人口の減少や商業環境の変化等を背景として、中心市街地の衰退、空洞化が深刻な問題となっている。

また、都市近郊の住宅団地等においても、人口減少や高齢化の進行により既存の都市基盤の再整備の促進が課題となっている。

これらのことから、都市における良好な生活環境を確保するためにも、都市環境の整備を計画的に進めていく必要がある。

さらに、都市近郊緑地減少の要因となっている平地林・里山林等の転用を抑止するため、緑地を所有することが利点となりうるような対策を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 人口減少や高齢化が進行している住宅団地等において、多世代居住に適した環境への再整備を促進するための支援措置を講じること。
- (2) 相続税の納税猶予制度の導入等緑地を所有することが利点となりうるような対策を講じること。

5 下水道事業の推進と下水汚泥等の有効利用

下水道の質的向上を図りつつ普及率を向上させるため、下水道事業を積極的に推進すること。

また、増加する汚泥の処理について、その有効利用を促進する等処分方策の充実を図ること。

【背景・理由】

下水道に係る処理人口は年々増加しているものの、地方公共団体間の格差が大きく、いまだ低い水準にとどまっている地方公共団体もある。

一方、高普及率の地域であっても、市街化の進展に伴う不浸透域の拡大や局地的な集中豪雨の多発等による浸水被害の増大、閉鎖性水域等公共用水域の水質改善を図るための高度処理等の対応がなお十分でないのが現状である。

加えて、古くから下水道整備を行ってきた地方公共団体にとっては施設等の更新の時期を迎えている。

これらのことから、今後とも下水道事業を積極的に推進する必要がある。

また、下水道の普及拡大に伴って増大する汚泥について、その効率的処理・処分及び有効利用を推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地方公共団体における下水道整備を推進するため、普及率の低い地方公共団において、重点的・効率的に整備が図られるよう、方策を講じること。
- (2) 高普及率地域における浸水対策や高度処理、合流改善、施設等の改築・更新の促進を図ること。
- (3) 下水汚泥の建設資材化、緑農地利用、エネルギーとしての活用など、その有効利用を図るための支援方策等を充実すること。

6 国土保全対策の推進

国土を保全し、国民生活の安定・向上に資するため、近年の災害の動向に対応した、治水・砂防・地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業等を重点的、計画的に推進すること。

【背景・理由】

わが国は、その自然的条件から、地震、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい地理的特性下にある。近年も九州地方を中心とする梅雨前線による豪雨災害、有珠山や三宅島噴火災害及び宮城県北部や十勝沖地震等の災害が多発している。

また、大規模地震の発生に伴う津波・地震災害の発生のおそれも指摘されているところである。

そこで、安全で豊かな国土づくりを推進するという観点から、激甚な水害・土砂災害が発生した地域や床上浸水頻発地域、災害頻度が高い地域の住民が安心して生活できるようにするため、公共事業の長期計画を一本化した「社会資本整備重点計画」(平成15年10月10日閣議決定)等に基づき、治水・砂防・地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業等を重点的に実施するとともに、災害を未然に防止し、被害を抑止するこれらの事業を計画的に推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 水防法に基づき都道府県知事が行う浸水想定区域の指定等に対する十分な支援を行うこと。
- (2) 土砂災害防止施設等の建設を促進するとともに、情報技術を活用した災害に関する情報収集・整理、伝達体制を整備し、住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備を促進すること。
- (3) 「土砂災害防止法」に定める土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査への支援を強化すること。

また、危険箇所の実態に応じた急傾斜地崩壊対策、危険区域の住宅移転対策等を促進するとともに、その支援の充実を図ること。

- (4) 高潮・津波防波堤や海岸保全施設の整備を促進するとともに、災害関連情報の住民への周知に係る支援の充実を図るなど、港湾等における総合的な防災対策を強化すること。

7 水資源対策の推進

水資源の確保を図るため、将来の水需要を見通した適正な計画を樹立するとともに、水資源開発施設の建設コストの縮減と早期完成を図ること。

また、水利用の安定性を向上させ、異常渇水等に備えるため、既存施設の効果的、弾力的活用や利水者相互の支援体制の整備等を図ること。

【背景・理由】

水資源の確保を図るためには、将来の水需要を見通した適正な計画を策定する必要がある。

また、水資源開発施設の建設は、多額の費用を要し、長期間に及ぶことから、一層のコスト縮減と早期完成を図る必要がある。

近年、水の有効利用を図るため、既存施設の有効活用等を推進するとともに、併せて異常渇水等に対応できるよう、利水者相互の支援体制の整備等の対策が必要となっている。

【具体的な要望事項】

(1) 水源地域の指定及び財政特例措置の適用についての基準を実情に即して緩和するとともに、特例措置対象事業の拡大等財政措置を改善すること。

(2) 多額の費用を要する水資源開発施設の建設については、工事に関する情報提供等による事業の透明性を確保し、コスト縮減を徹底するとともに、早期完成を図ること。

(3) ダム補償については、住民の生活再建を確保する観点に立って現行補償制度の見直しを行うこと。

また、生活再建措置については、国、地方公共団体及びダム事業者の責任分担を明らかにするとともに、代替地の確保、生業対策の充実、資金の確保、租税の軽減等を図るため、所要の改善措置を講じること。

(4) ダム群連携、ダムの再開発等の既存施設の有効活用などを推進し、ダムの運用や管理を効果的かつ弾力的に行うことにより、水利用の安定性の向上を図ること。

(5) 異常渇水等に備え、渇水時の情報収集や渇水調整体制の確立、利水者相互の支援体制の整備等の対策を推進すること。

8 社会資本整備重点計画の効果的な推進

社会資本整備重点計画を推進するに当たっては、地方の整備状況、事業の整備効果等とともに地方公共団体の意見を十分踏まえて、事業の重点的、効果的かつ効率的な実施を図ること。

【背景・理由】

新道路整備五箇年計画を始めとする公共事業関係の長期計画については、平成15年度に改訂される9つの長期計画を含め、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月閣議決定)において、「各計画の必要性そのものについて厳しく見直しを行い、計画策定の重点を、その分野の特性を踏まえつつ、従来 of 事業量から計画によって達成することを目指す成果にすべき」こととされた。

また、「事務・事業の在り方に関する意見」(平成14年10月30日地方分権改革推進会議)においては、見直しに当たって留意すべき事項として、「第一に地方が事業主体となる事業の扱い、第二に既存施設の維持更新、有効活用を重視した計画とすべき」などとされた。

これらを踏まえ、公共事業関係長期計画を一本化する「社会資本整備重点計画法」が平成15年4月1日に施行され、10月10日に、平成15年度を初年度とする「社会資本整備重点計画」(計画期間：5年)が閣議決定された。

この計画の推進に当たっては、地方の整備状況、事業の整備効果等とともに、地方公共団体の意見を十分踏まえて、事業の重点的、効果的かつ効率的な実施を図ることが必要である。

参考 「社会資本整備重点計画」に係る公共事業

道路整備事業、交通安全施設等整備事業、鉄道施設整備事業、空港整備事業、港湾整備事業、都市公園等整備事業、下水道整備事業、河川整備事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業等

3 災害対策の推進について

1 災害対策の推進

災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るため、災害予防対策を充実するとともに、応急体制を一層整備すること。

また、被災地の地方公共団体への財政措置を充実強化すること。

【背景・理由】

災害は被災地の地域社会・地域経済に大きな影響を及ぼす。

災害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、建物・構造物等の耐震化や市街地の不燃化の促進等により災害に強いまちづくりを進めるとともに、地震、火山等の予知観測体制を強化し、あわせて、災害発生時の初動体制の確立強化等応急体制の一層の整備が必要である。

また、被災地の社会生活の安定と速やかな地域経済活動の復興に向けて、復旧・復興対策に取り組む地方公共団体の財政需要の増加、税収の減少等の事情を考慮し、事業を円滑に推進するための財政措置を充実する必要がある。

【具体的な要望事項】

(1) 地震・活動火山における予知観測体制を強化するとともに、活断層及び海溝型地震に関する調査を推進し、対策方針を確立すること。

(2) 「東海地震対策大綱」に基づき、総合的な対策を早急に推進するとともに、平成17年3月31日をもって期限が切れる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」の適用期間を延長し、その拡充・強化を図ること。

また、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」により指定された地震防災対策推進地域及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」により指定される地震防災対策推進地域について、観測施設等の整備及び防災上緊急に整備すべき施設等の整備等を早急に実施し、必要な財政措置を講じること。

(3) 自然災害及び大規模事故災害等に係る災害予防又は発災直後の正確な情報を速やかに掌握する情報収集システム及び情報通信基盤を充実強化し、迅速かつ効果的に災害に対処し得る初動体制を確立強化すること。

(4) 住宅の耐震化を促進するため、税制等の支援措置を講じること。

2 大規模災害に対する総合的復興支援制度の確立

地震等の大規模災害により被災した地域の早期復旧と復興対策等を速やかに推進するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、抜本的、総合的な支援制度を確立すること。

特に、被災者生活再建支援制度については、住宅の建築費を支給対象とするなど制度の拡充を図るとともに、超大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じること。

あわせて、共済制度についても、引き続き検討を行うこと。

また、災害救助法に基づく住宅支援策については、被災者のニーズに応じた制度改善を図ること。

【背景・理由】

地震等の大規模災害は被災した地域の社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、その早期復旧と復興対策等を速やかに推進するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、抜本的、総合的な支援制度を確立する必要がある。

特に、被害を受けた住宅の支援については、平成16年4月に居住安定支援制度が創設されたものの住宅本体の建築費用が支給対象となっておらず、不十分な制度となっている。

また、被災者生活再建支援基金では対応できない超大規模の災害が発生した場合には、国において所要の支援措置を講じる必要がある。

あわせて、共済制度についても、地域住民の意向等を踏まえて、引き続き検討する必要がある。

災害救助法に基づく住宅支援策については、被災者のニーズに対応できるよう制度の改善を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 被災者生活再建支援制度については、住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするよう早期に改善を図ること。
- (2) 被災者生活再建支援基金では対応できない超大規模の災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じること。
- (3) 被災者の生活再建の早期促進を図る観点から、応急仮設住宅の供与や住宅の修繕費用補助等の住宅支援策について、被災者のニーズに応じた制度に改善を図ること。

【 社会・文教・環境関係 】

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

1 社会福祉施策の推進等

あらゆる人々が地域で自立生活を営むことができるよう、福祉コミュニティづくりと公共交通機関や都市施設等のバリアフリー化を一層推進し、ユニバーサルデザインの普及を図るため、地方公共団体の取組みに対する支援策を講じること。

少子・高齢化の急速な進展は、社会経済や社会保障への重大な影響が懸念されることから、子育て支援のための環境整備の推進並びに高齢者の介護予防及び自立した生活支援のための施策の拡充など次世代育成支援対策及び高齢者施策の充実を図ること。

なお、介護保険制度を更に充実させるため、介護サービスの基盤整備及び質の向上の一層の推進を図るとともに、制度の適切な見直しを行うこと。

また、障害者施策について、障害者の自立と社会参加支援のための施策を充実するとともに、支援費制度の円滑な運用を図るため、必要な財源の確保等の措置を講じること。

【背景・理由】

現在、わが国においては、少子・高齢化が一段と加速し、2014年には4人に1人が65歳以上の高齢者となると見込まれているとともに、少子化の進行は、子ども自身の健全な成長への影響を始め高齢化と相まって、社会経済や社会保障への大きな影響が懸念されている。また、障害者や高齢者をはじめ、全ての人々にとって生活しやすい社会の整備を図ることが課題となっている。

次世代育成支援対策としては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るために、「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づく行動計画を16年度中に策定し、国、地方自治体、事業主が連携・協力して次世代育成対策に取り組むことが必要である。また、仕事と子育ての両立、地域における子育て支援等、子育てを社会全体で支援する環境の整備を充実させていく取組みを推進することが必要である。

一方、高齢者施策としては、全高齢者の8割強を占める健康な高齢者ができる限り持てる健康を維持し、地域社会で自立した生活が確保されるよう支援していくことが不可欠である。

また、介護保険制度については、制度をより円滑にかつ安定的に運営していくため、国及び地方公共団体において、引き続き地域の実情に即した介護サービスの基盤整備及び質の向上の一層の推進を図るとともに、適切な制度の見直しを行い、さらに充実していく必要がある。制度の見直しに当たっては、障害者福祉サービスについても同制度の対象にすることを含め、幅広く関係者の意見を踏まえ、十分検討を行うことが必要である。

障害者施策としては、「新障害者基本計画」及び「障害者基本計画重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」を踏まえ、地域の実情に応じて施策を推進するとともに、さらに充実していく必要がある。

とくに、施行後2年目を迎えた支援費制度については、導入初年度において、居宅サービスの大幅な伸びに伴う財源確保の問題が生じたことから、サービスの量的確保と質の担保を図り、安定的かつ円滑な運用を確保することが必要である。

また、精神障害者が可能な限り地域で生活できるよう、精神障害者施策の一層の推進を図る必要がある。

さらに、希少性・難治性などにより長期の療養を余儀なくされる難病患者の施策についても充実させなければならない。

【具体的な要望事項】

- (1) 住民参加による地域福祉活動の充実を図るため、福祉教育の充実、ボランティア活動の振興等地域福祉活動の基盤整備をさらに促進すること。
- (2) バリアフリー化の推進を図るため、公共的な施設の整備・改善を促進する制度の円滑な運用を図るとともに、交通バリアフリー法に基づく基本構想を着実に推進するため、鉄道駅のバリアフリー化目標の早期達成など、支援策を拡充すること。また、ユニバーサルデザインの普及を図るための地方公共団体の取組みに対する支援策を講じること。
- (3) 地域の実情に応じた多様な保育サービスや子育てを支援する環境整備等子育て支援対策の拡充を図ること。
また、平成17年度からスタートする行動計画については、計画に基づく取組みが円滑に推進されるよう支援すること。
- (4) 乳幼児医療について、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、対象者の拡大等医療保険制度の一層の充実を図ること。
- (5) 高齢者が地域で安心して自立した生活が継続できるよう、介護予防・地域支え合い事業等の充実を図ること。
- (6) 高齢化が進んでいる原子爆弾被爆者に対する健康診断事業の検査項目を追加するなど保健・医療及び福祉関連サービスを充実させること。また、同じく高齢化しているハンセン病療養所退所者に対する医療サービスを充実させること。
- (7) 老人福祉施設等の社会福祉施設整備について、地域の実情に応じた整備が図られるよう、適切な措置を講じること。
- (8) 平成17年度を目途とした介護保険制度の見直しに当たっては、各種サービスの利用状況や制度運営の現状等制度の施行状況を踏まえ、負担と給付のあり方や、被保険者の範囲、障害者福祉サービスを同制度の対象とすることを含めて十分検討し、適切に見直すこと。また、その際地方公共団体の財政負担が過重にならないように十分配慮すること。
- (9) 介護支援専門員への活動支援と実務能力の向上のため、介護支援専門員

に対する支援体制の整備及び介護支援専門員現任研修事業等の一層の充実を図ること。

- (10) 新障害者プランをふまえ、ノーマライゼーションの理念のもと、地域の実情に即した取組みが進むよう、サービス基盤整備等の各種サービスの充実や相談支援体制の整備を図るとともに、障害者の状態に応じた就労支援を強化すること。また、プランについて、地域の取組状況に応じた適切な見直しを行うこと。
- (11) 平成15年度から導入された支援費制度について、制度の安定的かつ円滑な運用を確保するため、制度の実施状況や地方公共団体の意見を踏まえた運営の改善を行うとともに、必要な財源の確保を図ること。
- (12) 精神障害者の退院・社会復帰に向けた総合的な取組を推進するため、精神障害者社会復帰施設等の事業の拡充を図ること。
- (13) 特定疾患治療研究事業の対象疾病を拡大するなど難病を有する者に対する保健・医療及び福祉関連サービスを充実させること。

2 保健医療体制の整備等

医療を取り巻く環境の変化に即し、地域の実態を十分考慮した医療提供体制の体系的整備を図ること。また、へき地医療など地域における重要な役割を担う自治体病院については、その経営の健全化を推進しやすい環境を整備すること。

さらに、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、改正健康保険法等の附則に規定された医療保険制度の改革等を着実に行うこと。特に、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を将来的なあるべき姿として明示し、これに向けた具体的道筋を提示するとともに、改革に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映するように努めること。また、国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

【背景・理由】

わが国においては、国民皆保険制度の下で、国民が安心して利用しやすい医療提供体制が整備され、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかし、最近におけるめざましい医療技術の進歩、急速な高齢化の進展、国民の生活水準の向上や意識の変化など医療を取り巻く環境の著しい変化に対応した医療機関などの機能分化、役割分担等が適正に行われるよう、その体系的整備を推進する必要がある。また、へき地等における医師確保策を確立するとともに、整備に当たっては、多様化する医療ニーズに対応することが必要である。さらに、へき地医療、小児医療、救急医療等の不採算分野を担っている自治体病院について、経営健全化が図られるよう、その役割を踏まえた対策を講じるべきである。

一方で、わが国の医療は世界有数の水準に達しているものの、国民総医療費は、人口構成の高齢化や医療技術の高度化などにより年々増大し続けて、現在、約31兆円（国民所得の8%程度）の規模となっており、そのうちのおおむね3分の1が高齢者に係る医療費となっている。また、国民健康保険の財政状況は、長引く景気の低迷や就業構造の変化などにより極めて厳しい現状である。

このような状況から、平成15年に閣議決定された健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針をふまえ、改革の具体化に向けた検討が行われているところであり、今後改革を進めるに当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映させる必要がある。

さらに、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項などを定めた健康増進法に基づき、健康づくりを積極的に推進することが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 国立病院・療養所の再編成・合理化に当たっては、医療提供体制の体系的整備を推進する観点及び、これまでの地域医療の担い手としての役割を十分踏まえて対応すること。
- (2) 社会的要請の強い救急、へき地、周産期、小児等の医療の充実及び小児科医、看護師、理学療法士等医療従事者の養成確保・資質の向上を総合的に推進すること。
- (3) へき地医療、小児医療、救急医療などを担う自治体病院の役割を踏まえ、社会保険診療報酬を適切に見直すとともに、自治体病院の再編等については、地域における医療機関ネットワークの形成が適切に図られるよう必要な施策を講じること。
- (4) 医療保険制度改革については、国の責任において負担と給付の公平化、安定した保険運営を将来にわたって確保するため、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を将来的なあるべき姿として明示し、これに向けた具体的道筋を早期に提示すること。また、今後の制度改革に当たっては、地方公共団体に財政的負担を転嫁するような措置はとらないこと。
- (5) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針の具体化に当たっては、国、都道府県及び市町村の役割を明確化し、医療保険制度における構造的問題の具体的な解決策を講じるとともに、地方の意見を十分に反映させること。
- (6) 高齢者医療制度については、国の責任において、保険料・患者負担・公費負担のあるべき姿を明確にし、国民や地方公共団体等との十分な合意のもとに、持続可能な制度として構築すること。
- (7) 増大し続ける医療費総額について、その要因を解明し、適正化に努めるとともに、健康増進法の理念を十分周知し、国民自らの生涯にわたる健康づくりに対する支援を行うとともに、地方公共団体が行う健康づくりに対して、取り組みやすい環境の整備を促進すること。

2 人権問題に関する施策の推進について

全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、早急に、実効性のある人権救済制度を確立すること。

【背景・理由】

国及び地方公共団体は、昭和44年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、各般にわたる特別対策を推進してきたところであるが、平成14年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後は、教育・就労等にかかる一般対策の活用が一層円滑に行われる必要がある。

また、人権教育・啓発については、国及び地方公共団体を始め学校や職域などそれぞれの機関等で取り組んできているが、未だ様々な人権にかかわる不当な差別、その他の人権侵害が見受けられることから、引き続き、人権教育・人権啓発活動を推進していくとともに、早急に、実効性のある人権救済制度を確立しなければならない。

さらに、児童虐待については、第159回国会において「児童虐待の防止等に関する法律」が一部改正されたところであるが、虐待の防止から早期発見、保護などの課題に関しても、引き続き適切に対応するとともに、家族再統合及び子どもの自立に対する支援についても、必要な措置を講じる必要がある。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護についても迅速な対応が求められている。

なお、近年深刻化している高齢者虐待についても、必要な対策が求められている。

【具体的な要望事項】

- (1) 人権侵害による被害者を実効的に救済するための制度を早急に確立すること。
- (2) 女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・ハンセン病患者等にかかわる不当な差別、その他の人権侵害を早急に解消するため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育・啓発を総合的かつ計画的に推進すること。また、諸施策の実施状況を点検し、その結果を基本計画の見直しに適正に反映させること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護など諸施策の実施に当たっての支援策等必要な措置を引き続き講じること。
- (4) 児童虐待の防止及び虐待を受けた児童に対する適切な保護など諸施策の実施に当たっての支援策等必要な措置を引き続き講じるとともに、家族再統合並びに子どもの自立に対する支援についての体制整備を図ること。
- (5) 虐待を受けている高齢者の早期発見体制、保護など高齢者虐待防止対策

の整備を行うこと。

3 雇用対策の推進について

依然として厳しい雇用情勢に対応した機動的かつ効果的な雇用の安定的確保対策や離職者対策を一層強力に推進すること。

【背景・理由】

最近のわが国経済は、景気は企業部門の改善が進み、着実な回復を続けているものの、景気回復の状況にはばらつきがみられる。雇用情勢は、完全失業率が高水準ながらも、低下傾向で推移するなど改善がみられるが、若年層の完全失業率が10%を超えるなど、依然として厳しい状況が続いている。国においては、雇用のミスマッチ縮小や若年者の就職を重点とする雇用対策を始め、経済社会の変化に対応した各種雇用施策を推進しているところであるが、引き続き、雇用不安を払拭するための施策を講じるとともに、雇用面のセーフティネットの整備が課題である。

また、職業安定法の改正により、都道府県においても無料職業紹介を行うことができることとなったところであるが、雇用対策連絡調整会議等を通じて、国と地方公共団体との連携を一層密にするとともに、公共職業安定所の雇用情報等を有効に活用し、雇用の安定的確保などの実効性を高める必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 若年者、女性、中高年齢者及び障害者等の雇用・就業機会の確保・拡大や適切な能力開発・就業支援を図ること。
- (2) 都道府県が地域の実態に即し、総合的な雇用・就業対策を実施できるよう、公共職業安定所の有する雇用情報等を積極的に提供するなど十分な配慮を行うこと。
- (3) 公共職業安定所においては、地方公共団体との積極的かつ有機的な連携の下、厳しい雇用情勢に対応したきめ細かな取組みを展開すること。
- (4) 緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続実施または類似の事業を実施するとともに、実施にあたっては実施主体である地方公共団体が活用しやすい仕組みにすること。

4 教育改革の推進について

地方公共団体が、地域に根ざした特色ある教育行政を実現することができるよう、国においては、国民への教育改革の趣旨の普及など、環境の整備を一層推進すること。

また、教育基本法に地方分権の趣旨を踏まえた地方公共団体の適切な役割を明記するとともに、地方の自主性の向上が図られるよう、地方公共団体の行財政運営に十分配慮した支援策を講じるなど、適切に対応すること。

なお、教育改革を進めるにあたっては、中央教育審議会委員に都道府県知事を選任するなど、地方公共団体の意見が反映できる仕組みとすること。

【背景・理由】

平成13年1月、文部科学省は「教育改革国民会議」がまとめた最終報告の提言を受け、教育改革の推進のための具体的な主要施策等を示した「21世紀教育新生プラン」を発表した。

この「21世紀教育新生プラン」に基づき、奉仕体験活動の促進、保護者や地域に信頼される学校づくり、優秀な教師の育成などを図るため、「学校教育法」、「社会教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等が改正されたほか、「小学校設置基準」、「中学校設置基準」が制定された。さらに基礎学力の向上を図るため、教科に応じて少人数指導を行うなど、きめ細かな指導が実施できるよう「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画に基づいた増員がされることとなった。

さらに、知育・体育・徳育のほかに「食育」が加わり、平成17年度からは栄養教諭制度が開始されるなど、食育の充実が図られる。

一方、完全学校週5日制の下で学力低下が懸念されており、また、学習指導要領を一部改訂するなどしているが、教育改革の一層の推進のためには、国民の理解・協力が不可欠である。

また、中央教育審議会において、平成15年3月20日付けで、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」が答申され、つづいて、文部科学大臣から、5月15日に「今後の初等中等教育改革の推進方策について」が諮問された。この諮問を受けて中央教育審議会は、現在、「国と地方の適切な役割分担」等について議論を行っており、中央教育審議会において地方公共団体の意見を反映させる仕組みが必要である。

さらに、国と地方公共団体の役割分担及び学校教育制度をはじめとする教育諸制度や諸施策の見直しに地方分権の趣旨が適切に反映されるよう、教育基本法に地方分権の趣旨を踏まえた地方公共団体の適切な役割が明記される必要がある。

加えて、文部科学大臣から平成16年3月には「地方分権時代における教育の在り方について」の諮問が行われ、現在、中央教育審議会地方教育行政部会において、教育委員会制度の在り方について議論が進められており、その中で、知事部局と都道府県教育委員会との関係についても議論されているが、この議論に関しては、全国知事会の意見を反映するように努めるべきである。

ところで、平成15年3月に、文部科学省から障害のある児童生徒の教育に関し「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が出され、一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が示されたが、地方において多様な教育が可能となるような制度の充実が必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 教育改革の趣旨や内容について、国民に対する説明を十分に行うなど、普及活動の徹底を図ること。
- (2) 教育基本法に地方分権の趣旨を踏まえた地方公共団体の適切な役割を明記するとともに、地方の自主性の向上を図り、諸施策をより一層効果的に展開できるよう、地方公共団体の行財政運営に十分配慮した施策を実施すること。
- (3) 教育改革の推進にあたっては、中央教育審議会委員に都道府県知事を選任し、地方公共団体の意見が反映できる仕組みとすること。
- (4) 教育委員会制度の在り方の検討については、全国知事会の意見を反映するように努めるべきであること。
- (5) 障害のある児童生徒の教育については、地方の実情に応じた障害児の学習の場の設置・運営のあり方やそれに伴う人的配置、あるいは教員の専門性の向上や医療福祉等の専門家の積極的な活用など、地方において多様な教育が可能となるような制度の充実に努めること。

5 環境保全対策の推進について

1 第三次環境基本計画の推進

第二次環境基本計画の点検結果と、「環境と経済の好循環専門委員会」のとりまとめを踏まえ、早急に第三次環境基本計画を策定し、基本計画の達成に取り組むこと。

【背景・理由】

平成12年12月に閣議決定された第二次環境基本計画については、平成15年11月26日に、基本計画の進ちょく状況が報告された。

報告では、第二次環境基本計画の戦略的プログラムとして掲げられた地球温暖化対策、物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組み、化学物質対策など11項目のうち5項目について点検を行ったが、平成14年度の温室効果ガスの排出量が、京都議定書の基準年である平成2年に比べ7.6%増加しているなど、引き続き、対策の強化が必要である。

また、中央環境審議会の「環境と経済の好循環専門委員会」からのとりまとめにもあるとおり、数値目標を設定するなどして、対策の強化を図るべきである。

平成17年度に策定が予定されている第三次環境基本計画については、これらの点検結果やとりまとめを踏まえ、基本計画の着実な推進を図るとともに、環境と経済の好循環を実現していくための新たな社会システムの構築を推進すること。

2 地球温暖化対策の推進等

国内における温室効果ガス削減については、「地球温暖化対策推進大綱」に則った具体的方策を着実に実施し、「京都議定書」の約束達成を図ること。

また、大気汚染対策、特に自動車排出ガスの規制強化、低公害車の普及促進等による大気汚染防止策の一層の充実を図ること。

【背景・理由】

平成14年6月に、我が国は「京都議定書」を締結したが、国内においては、温室効果ガスを削減するために定められた「地球温暖化対策推進大綱」に則った具体的方策を着実に実行することが必要となっている。

しかし、平成14年度の温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年である平成2年に比べ7.6%増加しており、16年度に見直しが行われる「地球温暖化対策推進大綱」に則り、削減対策を着実に実施することが求められる。

また、国外に対しては、いまだに京都議定書の発効に至ってはいないことから、早期に発効できるよう各国等への働きかけを積極的に行うことが重要である。

一方、中央環境審議会において、温室効果ガス削減の手法の一つとして、税制の活用があげられているところであるが、効果や問題点を十分検証する必要がある。

大気汚染については、交通量の増加や車両の大型化、ディーゼル車の比重増加などにより、自動車による大気汚染の状況に改善がみられないことから、平成13年6月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」へと旧自動車NO_x法が改正された。さらに、平成14年4月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第五次答申）」などに基づき、取組みが強化されているところである。

また、地方公共団体においては独自の取組みとして、とりわけ汚染の度合いが深刻である大都市部において、隣接する団体が共通の規制条例を設けるなど、各種施策の実施にあたって、広域的に取り組んでいる。

今後は、大都市部を中心とした特定地域にとどまらず、全国的に取り組む必要があり、より一層広域的に施策の強化を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 国内での温室効果ガス削減のため、平成16年度見直しが行われている「地球温暖化対策推進大綱」に則り、具体的方策を着実に実施し、「京都議定書」の約束達成を図ること。
- (2) 国際会議等や政府間交渉において日本政府が主導権を発揮し、「京都議

- 定書」がすべての国の共通のルールとなるよう各国へ働きかけること。
- (3) 環境税などの経済的な手法で環境保全の行動を促す仕組みについては、その効果や問題点について十分な調査・研究を行うとともに、地方自治体が環境政策に果たす責任と役割を踏まえ検討すること。
 - (4) 自動車の排出ガスに係る総合的対策の推進を図ること。また、低公害・低燃費車、大気汚染物質の排出の少ない燃料及び化石燃料に代わるエネルギーの普及に向け、技術開発及び条件整備を図るとともに、自動車メーカー等の民間に対しても、一層の働きかけを行っていくこと。

3 廃棄物対策等の推進

廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるため、既存最終処分場の維持管理制度の確立を図る等諸施策を充実し、推進すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など、不適正処理対策の推進のため、処理体制等の整備・拡充を図るとともに、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

さらに、持続可能な循環型社会を形成するために、拡大生産者責任の考え方を徹底し、生産者が、製品の循環利用や適正な処分を推進するよう廃棄物処理システムを早期に構築すること。

【背景・理由】

廃棄物については、減量化・再生利用の推進と併せて、廃棄物処理施設の整備が図られているところであるが、有害廃棄物の適正処理、最終処分場の環境保全対策や不法投棄等不適正処理対策など、廃棄物の処理を円滑・適正に進めるための諸施策を充実する必要がある。

有害廃棄物のうちPCB廃棄物については、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が成立し、適正処理を進めるための仕組みが構築され、拠点的広域処理施設の一部においては本年12月から処理が開始されることとなる既存のPCB廃棄物の期間内処分のためには、全国5ヶ所の処理施設での円滑な処理に努めていくべきである。

処分場等、廃棄物処理施設のあり方については、安定型最終処分場を生活環境に大きな影響を及ぼす恐れのある場所に設置する場合、規制の一層の強化が必要であるとともに、施設の信頼性を向上させるため、処分場等の建設に係る技術開発を推進する必要がある。また、安定型最終処分場において相次いで硫化水素ガスが発生するなど、最終処分場について管理上の問題が生じていることから、安全で適正な維持管理を確保するための技術的対策を含め制度の確立が必要である。

平成15年度に、不法投棄の未然防止やリサイクル等の促進等を内容とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正されたのに続き、産業廃棄物の不法投棄の罰則強化、硫酸ピッチの取り締まり強化や都道府県境をまたぐような大規模な不法投棄事案への国の積極的な関与を内容とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正案が第159回通常国会で成立し、平成16年4月28日に公布された。

なお、相次ぐ不法投棄された産業廃棄物や特定家庭用機器等の撤去など、処理対策が自治体にとって大きな負担となっていることから、単に罰則の強化などの措置のみならず、不法投棄の防止対策など、実効性の確保が十分に担保さ

れた仕組みを構築する必要がある。

さらに、中央環境審議会が、平成14年11月、廃棄物の定義や区分等の見直しの方向性などをまとめた「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」(意見具申)を環境大臣に答申したことに基づいた、「効率的な廃棄物処理・リサイクルの推進」等の施策の具体化に当たっては、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした個別法との関係を踏まえながら検討する必要がある。

また、「リデュース・リユース・リサイクル」については、広く国民に対しては、普及・啓発を図る必要があるとともに、より効率的な循環型社会システム構築のため、「環境関連産業」育成を積極的に推進するほか、拡大生産者責任の考え方を徹底し、生産者が、製品の循環利用や適正な処分を推進するよう廃棄物処理システムを早期に構築することが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 産業廃棄物の処理を円滑・適正に進めるための施策の充実を図ること。
- (2) PCB廃棄物の適正処理を推進するための施策の充実を図ること。
- (3) 安定型最終処分場を設置するにあたっては、処分場周辺の水道水源域等生活環境への影響に配慮して、設置の許可基準及び処分場への廃棄に関する規制を強化するとともに、処分場等の建設に係る技術開発を推進すること。さらに、安定型最終処分場の維持管理については、安全で適正な管理が確保できるよう技術的支援を確立すること。
- (4) 平成10年6月17日以前に設置・供用されている廃棄物最終処分場についても、国、排出者、処理業者等の拠出による基金制度など埋立終了後における適正な維持管理を確保するための新たな制度を確立すること。
- (5) 産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など、不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収の方法などについて実効性ある制度を確立するとともに、処理体制等の整備・拡充を図ること。
- (6) 全国的に問題になっている硫酸ピッチの対策について、不正軽油密造段階での未然防止策の強化に努め、不正軽油の製造を禁止するなど、抜本的な対策を講じること。
また、不法投棄された硫酸ピッチについても、その処理費用が年々増大し、地方公共団体の負担も大きくなっていることから、支援策の一層の充実を図ること。
- (7) 廃棄物処理等についての国民の関心・理解を、一層増進させるために、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及啓発を、積極的に行うこと。
- (8) 廃棄物の資源化や適正処理を推進する観点から、「循環型社会形成推進基本計画」のフォローアップを十分に行い、基本計画の一層の充実を図ること。
- (9) 平成17年1月から本格実施される自動車リサイクル法について、「リデュース・リユース・リサイクル」の観点から国民への普及啓発に努めること。

(10) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律については、
今までの実施状況等を踏まえ、平成16年度に必要な検討を行うことにな
っているが、検討にあたっては地方公共団体の意見を反映させること。

【 国際化・基地・領土関係 】

1 地域国際化の推進について

地方空港・港湾のC I Q体制の整備・充実を図ること。

また、海外日系人や在留邦人等に対する支援を行うとともに、在住外国人の諸問題に関する総合的な窓口を設置すること。

さらに、留学生対策の総合的推進、国際交流・国際協力事業に対する支援の拡大、短期滞在査証の発給要件の緩和、地域国際化協会に対する特定公益増進法人への認定促進を図るなど、国際化に対応した地域づくりを総合的に推進すること。

【背景・理由】

グローバル化の進む国際社会において、在住外国人施策の実施や国際交流、国際協力事業の展開等地域における多様な分野での国際化の推進が求められており、都道府県の果たす役割はますます重要なものとなっている。

【具体的な要望事項】

- (1) 地域国際化の基盤整備の一環として、地方空港・港湾におけるC I Q(税関、出入国管理、検疫等)体制を整備・充実すること。
- (2) 日本国籍を有する海外日系人や在留邦人を支援するため、在外選挙制度の拡大のための公職選挙法の改正、厚生年金の受給資格期間に海外居住期間が年齢に関係なく算入される制度の改正を図ること。また、渡日が困難な在外被爆者に対する各種申請手続きの簡素化など、実態に即した支援策を国の責任において実施すること。
- (3) 在住外国人に対する救急等医療体制の確保、公立小・中学校外国人児童生徒の指導体制等の諸問題に関する総合的な窓口を設置するとともに、長期的・基本的な視点に立った施策を確立すること。
特に、不法滞在・就労者等については人権に配慮しながら引き続き啓発活動・取締体制の強化等国としての明確な対応策を講じること。
- (4) 昭和56年及び60年の国民年金法改正に際し、国民年金の受給資格が得られなかった在住外国人に対する救済措置を講じること。
- (5) 留学生に対する奨学金の拡充、宿舍の確保、交流施設の整備等総合的な受入体制を充実すること。
- (6) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れ(入国事前審査・査証発給事務の簡素化・迅速化)等の支援を推進拡充すること。
さらに、地方公共団体が行う国際協力事業に対し、政府開発援助等国による包括的な支援策を講じること。
- (7) 中国をはじめとする東アジア地域からの訪日観光客の増加を促進するため、短期滞在査証(ビザ)の発給に係る要件の一層の緩和等を行うこと。

- (8) 地域国際化協会として位置づけられている諸団体の財政基盤の強化を図るため、税法上の寄付金控除の対象となる特定公益増進法人としての認定を促進すること。

2 基地対策の推進について

米軍基地の整理・縮小・返還を促進するとともに、返還後の基地跡地利用について積極的な支援措置を講じること。

また、基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

さらに、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

なお、周辺事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

【背景・理由】

非核三原則を堅持するとともに、基地等に起因して生じる諸問題を解決するため、関係地方公共団体の意向を十分に尊重しながら住民の福祉の向上を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 米軍基地の総点検を行い、関係地方公共団体の意向を尊重の上、積極的に整理・縮小、早期返還を促進するとともに、米軍基地機能等の変更については関係地方公共団体と事前に十分協議すること。
- (2) 返還後の基地跡地の利用については、関係地方公共団体が策定する利用計画を十分尊重し、当該地域の振興に配慮すること。
- (3) 航空機の整備点検、パイロット等の安全教育、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限、夜間離着陸訓練、各地で行われる低空飛行訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。
- (4) 基地運用等に関する情報の事前提供と協議、航空機燃料・弾薬等危険物の管理・輸送及び演習時の安全確保を図ること。
- (5) 米軍人等に対する教育の徹底、実効性のある綱紀肅正等について米国側へ申し入れること。
- (6) 航空機騒音・水質汚濁・大気汚染等の基地に起因する公害の防止に努めること。
- (7) 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の運用に当たり、関係地方公共団体の意向を十分尊重し、同法に基づく各種事業を拡充強化すること。
- (8) 米軍基地に起因する環境問題や米軍人等による事件・事故等から国民の生活と人権を守るため、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。
- (9) 米軍管理となっている空域の航空交通管制業務を見直し、民間航空機の安全と円滑な運航を確保すること。

(10)「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」等の運用に当たっては、適時・的確な情報の提供に務めるとともに、地方公共団体の意見を聴取し、その意向を十分尊重すること。

3 北方領土及び竹島領土関係の推進について

北方領土の解決促進及び竹島の領土権の早期確立を図ること。

【背景・理由】

わが国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方領土の復帰並びに竹島の領土権の確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決促進を図ることが緊要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島の復帰実現のため、粘り強い外交交渉を行うとともに、国民世論並びに国際世論の喚起に努めること。
- (2) 竹島の領土権の確立のため、粘り強い外交交渉を行うとともに、竹島問題に対する全国的な世論の喚起を図ること。

4 拉致問題の早期解決について

北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明と、帰国が実現していない被害者家族の問題解決並びに安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。

【背景・理由】

平成14年9月の日朝首脳会談において、金正日総書記は北朝鮮による拉致を認め謝罪をし、拉致被害者5名の帰国が実現した。

しかし、他の拉致被害者については不明や死亡と残念な結果が報告され、帰国した被害者の家族は北朝鮮に取り残されたままとなった。

その後、政府においては、平成15年1月に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が、また本年2月には「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」が施行され、6月には「特定船舶入港禁止特別措置法」の成立をみるなど、拉致問題に関し、経済制裁を可能とする取組みを行っているところである。

本年5月22日には小泉首相が再訪朝し、金正日総書記との首脳会談において、既に帰国した拉致被害者の残された家族8名のうち5名の帰国が実現したものの、第三国で再会となった家族の問題や拉致被害者のうち死亡・未入国と伝えられた安否不明の方々については本格的な再調査の合意に止まり、これらの方々の生存確認及び早期帰国等、依然として拉致問題は解決されていない。

なお、これらの我が国における対応については、平成15年6月のエビアン・サミット及び本年6月のシーアイランド・サミットにおける議長総括においても「拉致などの人道的問題について包括的な解決を達成する努力を支持する」としている。

【 地域情報化関係 】

1 地上デジタル放送の活用と普及について

多様な機能を有し、新たなIT社会基盤の一つに位置付けられる地上デジタル放送の活用に向け、積極的に取り組むこと。

また、地上デジタル放送が全国あまねく受信できるよう、適切に対応すること。

【背景・理由】

地上デジタル放送は、ハイビジョン映像による鮮明な映像と高音質、データ放送、多チャンネル放送や双方向サービス、更には蓄積型（サーバー型）放送や携帯端末向け放送など、従来のアナログ放送にはなかった多様な機能による情報提供を可能とするものであり、「e-Japan戦略」においても、新しいIT社会基盤整備の一つに位置付けられている。

地方公共団体にとっては、インターネットとの連携による双方向性を活かした電子自治体の実現など、地域情報化や地域経済活性化を図る上での極めて有効な手段となるものである。このため、その有効性について広く認識を持ちつつ、これを早期かつ合理的に導入・活用することが求められている。

他方、地域情報化に地上デジタル放送を活用するためには、地上デジタル放送が全国あまねく受信できることが前提となるが、仮に2011年のアナログ放送終了時期までに地上デジタル放送網の整備が遅れた場合、そのメリットが享受できないばかりか、アナログ放送時の情報サービスすら受けられないといった深刻な事態を招くことになる。このため、国と放送事業者において全国あまねく現行のアナログ放送と同様に受信できるよう適切な対策を講じることが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 地方公共団体が地上デジタル放送を活用する上での課題等を検証するため、実証実験・研究開発に積極的に取り組むこと。
- (2) 放送事業者に対し、地上デジタル放送網の整備計画に関する情報の公表を求めること。
- (3) 放送事業者による整備計画の推進に当たり、地理的条件、地域特性に対応した適切な措置を講ずること。
- (4) 放送事業者とともに、地上デジタル放送に関するより一層の普及啓発と情報公開に努めること。